

令和 7 年度 生活のきまり

北本市立宮内中学校

R7.4.8 版

〇現代の社会を生きていく私たちには、様々な困難の中で、自ら課題を見出し、それを解決する術を身に付ける中で、礼節をわきまえた上で、他者と協同し、お互いを高め合い、視野広く、誰かのために働き、主体的に動ける人になることを目指すことが求められている。

1. はじめに

- (1) 日常の学校生活においては、きまりを大切にしながら、自己の責任のもと、集団の一員として生活をするのが大切である。
- (2) きまりについては、毎年、定期的に話し合い、生徒会会員全員が「宮内中学校の生徒としてふさわしい行動を行うため」という観点で、きまりの大切さや改訂点等を協議する。その際は、会員及び教職員の賛同を得なければならない。
- (3) 問題行動等の発生または社会通念上合理的でない(一般社会において受け入れられない)状態が増加している等、学校の安心・安全が保てないと判断した時は、教員より生活の決まりの加除修正を行う。

2. 登下校について

(1) 時間

登校	8:15(昇降口7:50開錠)までに着替えて着席する。 ※委員会や大会前の朝練習は担当の先生の指示に従うこと ※8:15から読書開始 朝礼時 8:20(体育館)8:25(校庭)に整列完了	
完全下校	17:00	1月1日～2月末日
	17:30	3月1日～4月30日
	17:45	5月1日～8月31日
	17:30	9月1日～新人戦班大会まで
	17:00	新人戦班大会～11月15日
	16:30	11月16日～12月31日

※ 校門が開いていない場合は、校門の前で教員が来るのを待つこと。

(2) 持ち物・カバン

- ・かばんは、学校指定の背負いかばんとする。指定の反射板をつける。
- ・カバンの見やすい位置に貼るタイプの反射板を追加で貼り付けることが望ましい。
- ・サブバッグは、学校指定のものとする。
- ・自分のかばんの目印になるようなキーホルダー類は1つとする。(大きすぎない物)

(3) 通学路

- ・交通ルールを守り、指定場所で17号を渡る。(横断歩道、歩道橋を使用する)
- ※ 自転車登校の場合、乗車して登校してもよい。(十分に気を付けて登校すること)
- ※ 中丸歩道橋～宮内交差点は、17号沿いの歩道を通行してもよい。
- ※ 宮内交差点～氷川神社は、梨畑の小道を利用する。
- ※再登校は、原則行わない。

3. 服装

○学生服

(1) 学ラン、ワイシャツ、スラックス

- ・通学には、学校指定の制服を着用する。第1ボタンはとめる。
- ・白のワイシャツを着用する。半袖可。第2ボタンはとめる。
→ボタンダウン・開襟シャツのワイシャツは不可。
- ・ズボンには、学生用標準型の黒ベルトを使用する。

(2) プレザー、ブラウス、スカート（スラックス）

- ・通学には学校指定の制服を着用する。
- ・スカート丈はひざがかくれるようにする。（スカートの下にはハーフパンツ着用、長ジャージ不可）
- ・ブラウスは白無地とし、第1ボタンを閉め、リボンをしっかりとつける。
- ・スラックスにベルトを使用する際は、学生用標準型の黒ベルトを使用する。

(3) ジャージ

- ・サイズは必要以上に大き過ぎないように注意する。

※チャックの先が取れてしまった人は申し出て、家庭において新しいファスナーをつける。

※リサイクルや譲り受けたジャージに関しては、名前の刺繍をつけ直す。

(4) 登校後の服装について

- ・登校後は体育着・ジャージに着替えてよいこととする。
- ・部活動が無い日は、制服で下校することとする。

※表彰朝礼で登壇する生徒は学生服で参加すること。

(5) 暑い時

- ・ワイシャツ＋スラックス（学生用標準型の黒ベルト着用）が正装。
- ・ベスト＋ブラウス（リボンを着用）＋スカート（スラックス）が正装。

※朝から体育着・ハーフパンツで授業を受けてもよい。

（熱中症対策のため、原則ジャージは着用しない。）

(6) 寒い時

○セーター

- ・黒、紺、グレーの丸首・Vネックセーター（無地かワンポイント）とする。
- ・セーターの袖、裾は、制服、ジャージからはみださないように着る。

※カーディガン等は不可。セーターで廊下に出ないこと。

○コート

- ・Pコート、ダッフルコート 〔色は黒・紺・グレー〕

※コートの使用は登下校のみとする

○ウィンドブレーカー

- ・着用する場合は、スカートの下に着用しないこと。

※部活動無所属の生徒は、コート or 担任にチェックを受けたウィンドブレーカーを着用する。安全上の理由から、フード付きの防寒着は原則着用しない。（体育の授業や休み時間の外遊び等、運動中における着用は避ける）

※ふざけあって、フードを引っ張ると非常に危険です。（命に関わる事故につながります。）

○手袋・マフラー・ネックウォーマー等

- ・華美でないもの。

○タイツ・レギンス（黒のみ）

学生服



暑い時



- インナー ※ヒートテックやアンダーシャツを着用してもよい。
※ハイネックの着用は禁止。
※インナーが絶対に見えないように着用する。
※ジャージの下に、Yシャツ・ブラウス・セーターを着用してもよい。

※一般社会では、5月～10月を軽装期間とし、暑い時の服装で過ごすことが多いです。
※入学式等の儀式的行事・式典は正式な場になるため、学生服を着用します。
※悪天候時は、個人の判断でジャージでの登校や、レインブーツを着用してもよいです。

体育授業時

ジャージの下にタイツ・レギンス・インナーの着用可。Yシャツ・ブラウス・セーターの着用禁止。
授業時、強風などの悪天候の場合はウィンドブレーカー・手袋・ネックウォーマーの着用を認める。
(外・体育館・柔剣道場) ※体育委員が保健体育科に確認を必ず取に来る。

(6) 共通確認事項

①靴下に関して

- ・靴下は、白・黒・紺の無地とする。(ワンポイントまではよい。色は華美でないもの)
- ・ハイソックス、黒・肌色のストッキング(タイツ)の着用可。
- ライン・メッシュ・くるぶしソックスは、不可。
- ※靴下の基準：伸ばさなくてもくるぶしが完全にかくれるもの

<写真>

< 良い例 >



< 悪い例 >



②上・下履きに関して

- ・上履きは学校指定の体育館兼用上履きを使用する。
- ・下履きは運動靴とする。
- ※体育の授業もあります。安全に活動するためにも、運動に適した靴を履いてください。
- ・取り間違い防止等の観点から、記名する。(防犯上気になる場合は、内ペロなど外から見えない所の記名でもよい。)

4. 髪型

- ・清涼感があり、授業及び学校生活の妨げにならない髪型とする。
- ・整髪料の使用や、パーマや髪染め・脱色をしない・髪の毛を巻いたり、編み込まない。
- <～髪を結わく際のポイント～>
 - ※ 黒・紺・茶・グレーのゴムで止めて、黒のパッチン止めで整える。(クリップは使わない)
- ・髪の毛が肩にかかるようなら結わくこととする。
- ※結わく位置は後頭部とし、頭頂部に至らない高さとする
- ・安全上の理由から、額の上でピン留めをしたり、飾りのついた髪飾りはしない。

※なにか事情があって、上記のことを守れない場合には、事前に教員に相談すること。

★服装・頭髪等の違反については、直してから集団活動に加わることを基本とする。

5. その他

(1) 不要物について

- ・遊び道具、スマートフォン等、貴重品、不要な金銭を持ってこない。

※不要物の返却は一時預かり、家庭連絡後に家庭（保護者）に返却。

※冬期のひざかけは認めていない。

(2) 生活について

- ・まゆ毛は自然なままで、細くしたり抜いたりしてはいじらない。
- ・朝練習に参加する時と登校してからは、着替える必要があれば着替えて、荷物を整頓し、ロッカーに入れてから活動場所に向かう。

※集金日は、朝練習に行く前に職員室の担当の教員または学年の教員に預けてから活動場所へ向かう。

- ・朝練習、放課後練習は通年で、部活動Tシャツの着用をしてもよい。
- ・部室の鍵は原則、部長が取りに来る。
- ・水筒持参可。カバーの無いペットボトル持参の場合は、水筒に移し替えて飲むこととする。また、ペットボトルから直接飲む場合は取り間違い防止のためにカバーを着用する。ただし中身は水・お茶・スポーツドリンクのみとする。
- ・他のクラスや空き教室には入らないようにする。
- ・2Fのオープンスペースは、上履きを脱ぐ。
- ・エアコンのスイッチを入れることや、温度設定は教員が行う。
- ・扇風機のスイッチを入れられるのは、原則、学級委員と環境委員とする。

※エアコン・扇風機のスイッチを切ることができるのは、原則、学級委員・環境委員・日直とする。

- ・昼休みに校庭で遊ぶ際は、安全上の理由から、硬式野球ボール・バットは使用しない。

(4) 職員室について

- ・コートやカバンは持ち込まない。
- ・朝職員室に来る時間は8：10までとする。
- ・定期テスト前の部休期間、成績処理期間は、生徒の職員室・印刷室への出入りは禁止する。

(5) 弁当について

- ・部活動等で昼食をとる場合は（短縮日課等）、自分の教室でとる。
 - ・短縮日課等、昼にお弁当を買いに行ったり、食べに帰ったりしない。
- ※弁当忘れは帰宅し再登校しない。

(6) 放課後・休日について

- ・用事のない生徒はすみやかに部活動又は下校し、不必要に教室等に残らない。
- ・放課後や休日に学校に来る場合は、制服またはジャージ、ユニフォーム（部活動Tシャツ）とする。

(7) 生徒のエレベーター使用について

- ・原則は、ケガした生徒（以下、本人とする）が松葉づえや車いすを使用する場合に限る。
- ・本人と介助者1名のみがエレベーターに乗る。
- ・介助者は、以下のことを行うことで同乗を許可する。

- ① 本人の荷物をもつこと。
- ② ドアの開閉ボタンを押すこと。
- ③ 本人を優先的に乗り降りさせ、見届ける。

※荷物にひも状のものなど、巻き込まれやすいものがある場合には十分に注意すること。

(8) その他

- ・薬用リップクリーム、薬用ハンドクリームは無臭・無色または白色の物のみ使用可とする。
※大勢の人目につかないように使用すること。
- ・制汗スプレーは使用不可。
- ・無香料の制汗シート使用は可とする。→ゴミは学校に捨ててもよいこととする。使用についてはトイレで使用する。
- ・日焼け止めクリームは原則、自宅で塗ってくる。ただし、途中で落ちてしまった場合は、トイレで塗ってもよい。ただし、貸し借りはしないこと。
- ・講演会等の1時間程度体育館などに座る場合は、簡易座布団の持参をしてもよい。
- ・移動教室が連続して続く場合については、次時の荷物も持って移動してもよい。
- ・学校に遅れて登校した場合は職員室に寄り、「確認カード」を記入する。

☆基本的な生活マナーを踏まえた、言動を身につけましょう！

○教科書・教材の持ち帰りについて

時期	持ち帰るべきもの
通常	○宿題で必要なもの・(教科書・ワーク等) ○提出物等で必要なもの。(ワーク・ファイル等) ○自主学習で必要なもの。
テスト前	○学習を計画している教科書・ワーク等。
学期末	○学期内の授業が終了した教科の教科書・教材等。
※注意事項※	○各自教科書・持ち物の管理をしっかりとすること。 ○ロッカーの整理整頓を徹底すること。 ○置いていくものを考えて判断すること。 ○物の貸し借りはしない。(借りたものを破損してしまい、トラブルに発展したケースもあります。)